明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　一
〔叙位・叙勲〕　二
〔官庁報告〕
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（北海道経済産業局、東北同）　三
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、買収前の所有者等への売払い、指定信用情報機関の指定関係　五
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　七
会社その他
〔告　示〕
○貸金業法施行規則第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を定める件（**金融庁**八九）　一
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三九〇）　二
○文部科学省認定社会通信教育の実施者の代表者を変更した件（**文部科学**一二一）　三
○著作者の実名登録の件（**文化庁**二三）　三
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**一二〇九）　五
○保安林の指定をする件（**同**一二一〇～一二一七）　五
○防災街区整備事業の施行規程及び事業計画を認可した件（**国土交通**八一三）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**八一四～八一六）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**一四四）　七
○道路に関する件（**東北地方整備局**一二二）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**三一九）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（北海道経済産業局、東北同）

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、買収前の所有者等への売払い、指定信用情報機関の指定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

〔告　示〕

○金融庁告示第八十九号

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）第二十六条の六十三第二号及び第三号の規定に基づき、金融庁長官が定める時間等を次のように定める。

平成二十二年八月三日

金融庁長官　三國谷勝範

第一　登録講習科目ごとの講義時間

貸金業法施行規則（以下「規則」という。）第二十六条の六十三第二号の登録講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科目	時間
貸金業に関する法令に関する科目	三・五時間
実務に関する科目	二・五時間

第二　登録講習教材の内容

規則第二十六条の六十三第三号の金融庁長官が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項とする。

科目	事項
貸金業に関する法令に関する科目	イ　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、利息制限法（昭和二十九年法律第百号）及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）に関する直近の改正内容の解説 ロ　民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他関係法律で、貸付け及び貸付けに付随する取引に関係する規定に関する直近の改正内容の解説
実務に関する科目	イ　貸付けに関する実務動向の解説 ロ　債権管理に関する実務動向の解説 ハ　債権回収に関する実務動向の解説 ニ　資金需要者等の保護に関する実務動向の解説 ホ　財務及び会計に関する実務動向の解説

備考　登録講習教材は、貸金業務取扱主任者の登録又は有効期間の更新を受けようとする者に対し、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導を行うことに関する基礎的知識の確認並びに最新の知識及び能力の習得を行うために必要かつ十分な内容と認められるものであること。

附　則

この告示は、平成二十二年八月三日から施行する。